平成２６年（く）第２４号
申立人　　守　　大　助

２０１６（平成２８）年１月１８日

補充意見書

申立人代理人
弁護士　阿　部　泰　雄
弁護士　小　関　　眞
弁護士　堀　井　実千生
弁護士　佐　藤　正　明
弁護士　阿　部　　潔
弁護士　野　呂　　圭
弁護士　庄　司　捷　彦
外

１　はじめに

刑事裁判では、証拠による事実認定すなわち証明による事実認定が必要とされており（証拠裁判主義）、論理則と経験則に従って判断が行われることが求められている。

本補充意見書は、原決定が論理則に反する判断をし、さらには証拠裁判主義に違反する認定に陥ったことを指摘するものである。

確定判決が事件性を認定した証明の構造を確認し、その証明の構造と論理が新証拠により否定されているにもかかわらず、原決定が論理則に反する事件性認定を行い、ひいては証拠裁判主義に違反する判断により確定判決を維持しようとしている点を批判する。

２　確定判決や原決定の理解のための定義と概念

確定判決が事件性を認定する根拠となった土橋鑑定は、対比鑑定である。土橋鑑定における対比鑑定は、筋弛緩剤マスキュラックスの有効成分であるベクロニウムを質量分析した結果（物差し・秤に相当）と、鑑定資料の血液や点滴残溶液等の証拠資料（測定する物に相当）を質量分析した結果を対比し、鑑定資料中にベクロニウムが含有されているか否かを鑑別する手法である。

土橋鑑定では、標品のベクロニウムと鑑定資料の双方から、ｍ／ｚ２５８（以下、Ｘイオン）が検出されたことが大前提となっている。これは、上述の物差し・秤の根本基準となる目盛りがＸイオンであることを意味する。

確定判決は、鑑定の嘱託事項は「（鑑定）資料中にベクロニウムが含有されるか」であり（５７頁）、土橋鑑定の鑑定手法は鑑定事項等に基づく分析目的に照らして適切妥当であるとし（６７頁）、さらには、土橋の鑑定で標品と鑑定資料から共通のイオンが得られたため、ベクロニウムそのもの（未変化体）を検出したことにより分解物（変化体）まで調べる必要性を認めずにその分析をしなかった点に合理性があるとした（７０頁）。

よって、確定判決における標品のベクロニウムとはベクロニウムそのもの（未変化体）を指す一義的なものであり、ベクロニウムが加水分解した分解物（変化体）を含意する二義的なものではない。つまり土橋鑑定における根本基準となる目盛りがＸイオンであり、それ以外にはありえないことを認定している。これは長さを測定する場合の根本基準であるメートル原器が一義的なものであり、決して二義的なものではないのと同様である。

物差し・秤の正しさを証明しなければ、測定の正しさを証明できない。物差し・秤が正しくなければ、どんなに丁寧に測定しても測定結果は全て間違いとなる。そこで、土橋鑑定の科学的妥当性を評価するにあたっては、鑑定資料の分析結果の妥当性評価以前に、質量分析において物差し・秤の役目を果たす標品のベクロニウムの分析結果の評価が必須となる。

３　確定判決の事件性証明の論理構造

確定判決の事件性証明の構造と論理は以下のとおりである。

①　ベクロニウムを質量分析するとＸイオン（ｍ／ｚ２５８）が出てくる（土橋鑑定もベクロニウムの標品から出している）。

②　土橋が鑑定資料（血液・点滴溶液）の質量分析をしたところ、Ｘイオン（ｍ／ｚ２５８）を出している。

③　「鑑定資料中のベクロニウムの含有」が証明された、何者かが筋

弛緩剤マスキュラックスを投与した事件だと認定できる。

以上の事件性証明の構造と論理は、三段論法であり、この論法が成り立つためには、測定作業に相当する②の小前提の資料鑑定が真実であることを科学的に証明する以前に、まず物差しに相当する①の大前提の標品鑑定が真実であることの科学的証明が必須となる。裏を返せば、①の大前提の標品鑑定が真実と科学的に証明できなければ、土橋鑑定はそれだけで全て崩壊することになる。

4　標品鑑定論

物の重さや長さを測ることは科学の基本中の基本である。その時に基準となる物差しや秤が狂っていては、科学が成り立たない。対比鑑定を用いた質量分析では、そもそも物差し・秤となる標品の鑑定が誤っていれば、鑑定そのものが誤りとなる。土橋鑑定は正にこの点で決定的な過ちを犯したことを以下に説明する。

本件で事件性の認定をめぐる本質と核心は標品（鑑定）論である。本件においては、資料（鑑定）論の前に、標品（鑑定）論こそが最大の論点争点であり、標品論と資料論を峻別して論じる必要がある。

対比鑑定における標品鑑定の意義は、資料鑑定に対する分析結果を判定するために不可欠な基準であって、それすなわち、物差し・秤と言われる所以である。

「物差し」が伸び縮みしたり、「秤」の針がフラフラ振れたりすれば、測定に取り返しのつかない誤りが生じる。それと同様、土橋鑑定において、標品であるベクロニウム（未変化体）が、標品鑑定の分析過程で分解物（変化体）に変化してしまうようなことがあれば、鑑定自体が崩壊する。それは前記の事件性を認定した三段論法①の大前提自体が崩れることを意味する。

土橋鑑定におけるベクロニウムの標品は、物差し・秤となって未知のものを測定する基準であり、長さを測定する場合のメートル原器と同様、一義であって二義を許さない。

さらに土橋鑑定では、前記②の小前提の資料鑑定についても、生命線となる実証性の裏付け実験データが提出されていない、つまり土橋が鑑定資料からＸイオン（ｍ／ｚ２５８）を出したと主張する点でも

真実と認める実験の証拠が提出されていない。

以上の点をふまえ、以下に、確定審と再審請求審原審で、土橋鑑定の標品（鑑定）論がどのように審理されたかを厳密に検証する。

5　確定審における土橋鑑定をめぐる審理

確定１審においては、土橋鑑定が対比鑑定に用いたとされる標品のベクロニウムは、標品であるが故に当然のように未変化体であるとする前提で審理がなされ、標品と鑑定資料から共通するＸイオン（ｍ／ｚ２５８）が検出されたことを前提に事件性が肯定された。だが、科学の世界で真実と認められるために必須とされる二つの条件、すなわち、（イ）それを実証する実験データも、（ロ）客観的な再現性、すなわち他の第三者研究機関でもベクロニウムからＸイオンが出ることを裏付ける質量分析関連の文献も、いずれも提出されることがなかった。（イ）の条件を当初はクリアしているように見えていたＳＴＡＰ細胞現象よりも、さらに劣る土橋鑑定は、確定１審の段階で既に科学性を喪失していたのである。

一方確定２審で弁護人は、ベクロニウムの標品を質量分析するとｍ／ｚ２７９（以下、Ｙイオン）が検出されることを実験データで実証した影浦光義鑑定書、世界的な質量分析研究施設における分析実験論文４点を証拠として提出し、ベクロニウムの質量分析においては、物差しとなる標品鑑定の目盛りは、Ｙイオン（ｍ／ｚ２７９）であり、土橋鑑定のＸイオン（ｍ／ｚ２５８）ではないことを科学的に証明した。すなわち、（イ）（ロ）の条件を共に満たした。

これらの証拠より、ベクロニウムの質量分析でＸイオンが検出されるとした標品鑑定の再現性に疑義が出てきたことから、弁護人は、再現性という科学の大原則に基づき、再現実験の必要性を指摘した。そして、再現性の鑑定を請求したところ、何らの合理的理由なく斥けられ、確定２審でも検察官の主張を裏付ける文献や実験データが示されないまま、控訴棄却となった。

確定３審で弁護人は、土橋がベクロニウムの標品から検出したとしているＸイオンはベクロニウムの未変化体ではなく、実は分解物（変化体）の分子関連イオンである可能性を指摘し、なぜＸイオンの検出を前提にベクロニウムを検出したといえるのかと追及した。

それに対して検察官は最高裁に答弁書を出し「ベクロニウム分子関連イオンの開裂という機序によりＸイオンが検出された」という仮説を示唆したが、またもや実際に実験を行ってその証拠を呈示したわけではない。「開裂という機序によりＸイオンが検出された」というのはあくまで検察官の想像の産物に過ぎず、その想像を支持する証拠は一切呈示されていないのである。その一方で検察官は、「分析過程でベクロニウムを誤って分解させてしまった結果、分解物（変化体）を分析したなどということはあり得ない。」と、加水分解を真っ向から否定した（１９頁）。

これは加水分解を否定しないと、前記三段論法の大前提が失われることになり、「土橋鑑定の標品鑑定は失敗ではない。標品のベクロニウムからは加水分解ではなく直接的にＸイオンを検出している。標品鑑定の一義性と基準性は失われない」といった検察官の主張が成立しなくなるからである。

さらに検察官は答弁書ではじめて、土橋鑑定は「ＬＣ／ＭＳ」による分析を行なっていないから、Ｘのイオンが検出されたデータがないこと明らかにした（１０、１１頁）。これは土橋鑑定ではＸのイオン（ｍ／ｚ２５８）だけを選択的に通過させる分析を行なったため、ベクロニウムの標品を質量分析すると必ずＸイオン（ｍ／ｚ２５８）しか検出されないという、始めからＹイオン（ｍ／ｚ２７９）を含む他のイオンを検出できない前提に立って鑑定を行なったことを意味している。ベクロニウムから開裂という機序でＸイオンが出ることを裏付ける質量分析の文献やこれを実証している実験データが３審でも提出されなかったのは、そのような実験ができなかったことを検察官自らが告白しているのに等しい。

6　再審請求審の審理

以上のような確定審の展開から必然的に、標品であるベクロニウムから開裂という機序でＸイオンが出るのか、つまり本当にＸイオンが一義的な正しい基準、物差しの正しい目盛り、真性のメートル原器なのかが問われることとなった。

新証拠である志田保夫実験鑑定により、ベクロニウムの標品から開裂の機序によってＸイオンが検出されるという検察官の主張は全面的

に否定され、前記三段論法の大前提が崩壊したことが証明された。

一方検察官は、ベクロニウムの標品から開裂の機序によってＸイオンが検出されることを実験によって証明できなかった。警察機関以外の質量分析専門家の協力を求めることすらできなかった検察官は、何らの具体的な実験データ無しに、あくまで想像の世界の中で土橋鑑定がつぎのように解釈されるとする可能性を挙げるのみであった。

①　ベクロニウム標品中に含有される分解物が出た可能性がある。
②　ベクロニウム標品が分析の際に加水分解で出た可能性がある。
③　ベクロニウム標品から直接的に開裂により出た可能性がある。

しかし、この検察官の実験データを伴わない想像の解釈を排除することは容易であった。

①については、標品の作製にあたって精製し切れず含まれることのある１０００分の３以下の夾雑物中に含まれているかもしれない分解物なら、鑑定でベースピークとして出ることなどありえない。

②については、ベクロニウムの標品を分析の以前に加水分解させた可能性を認めてしまうことは、失敗鑑定という評価を免れない。

③については、開裂で出るとの実験データも文献の裏付も、世界中のどこにもない。さらに志田実験によりこの可能性は真っ向から否定された。

結局、検察官は、徒に想像力を発揮して可能性を羅列するのみで、「標品であるベクロニウムから開裂という機序でＸイオンが出る」という肝心要の主張を実験データを示して科学的に実証することはできなかった、すなわち前記三段論法の大前提が崩壊したことを認めたのである。

7　検察官の再審請求審の新主張と新証拠

さらに、検察官は鑑定資料の全量消費を事実上撤回し、鑑定資料を前処理した試料の残渣が廃棄予定で残っており、土橋も当時、

①　ベクロニウム標品からＹイオン（ｍ／ｚ２７９）を出していた
②　鑑定試料の残渣からもＹイオン（ｍ／ｚ２７９）を出していた

③　よって当時「鑑定資料中のベクロニウム含有」の証明があったという、三段論法の主張を展開した。

だが検察官が鑑定資料の全量消費を事実上撤回して、このような主張立証を行なおうとすることは、確定判決の事件性の証明が失なわれていることを認めたことに等しい。そのため原棄却決定はこのような新主張と新証拠を採用しなかった。

8　棄却決定の再審請求における事件性認定の手法

原決定はつぎのような論法で確定判決の維持をはかろうとした。

再審請求審の段階の警察実験が正しくなされたものと評価した上、ベクロニウムの標品の分析過程で様々な影響を受けて、分解ないしは開裂する可能性が否定できないから、標品のベクロニウムが、未変化体のままで開裂により出た可能性、又は分析途中で加水分解して分解物（変化体）として出た可能性があるとする。（以上、２２頁ないし２７頁）

また、弁護人が指摘した「開裂の機序でベクロニウムの未変化体からＸイオン（ｍ／ｚ２５８）を検出するという手法は、そもそもＸイオンはベクロニウムの分解物（変化体）の分子量関連イオンであるから、ベクロニウムの標品の鑑定において未変化体を検出したのか変化体を検出したのか区別できない。」という批判について、誤った学会報告だったことが既に判明している「法中毒」を引用し、区別できる手法であるなどと強弁している（以上、２７、２８頁）。

原決定は「仮に区別できない手法としても」として、さらに以下のように述べる。

仮に弁護人がいうように、土橋鑑定の分析方法では、鑑定資料中にベクロニウムの未変化体が存在していたのか変化体が存在していたのかを区別できないとしても、それは検査データから鑑定資料中にベクロニウムの未変化体が存在していたと評価することができるかという問題にとどまり、これによって検査資料の適正さや検査データの信頼性等が損なわれるものではない。したがって、土橋鑑定においてベクロニウムの脱アセチル化体の分子量関連イオンであるｍ／ｚ２５８を検出した事実自体に疑いが生ずるものではなく、この事実から、少な

くともベクロニウムの未変化体又は変化体が鑑定資料中に存在したことは強く推認できる。（以上、２８、２９頁）

以上の認定は、弁護人が述べていない鑑定資料論をあたかも述べたように前提をおいてなされている。弁護人は鑑定資料論は問題にせず、土橋鑑定の根幹を成す標品鑑定論に絞って論じているにもかかわらずである。以上のように原決定は土橋鑑定における標品鑑定崩壊を隠し、鑑定資料論にすり替えて論じている。

この点につき述べた「検察官意見書（１）に対する反論」の該当部分（１９頁）の要旨はつぎのとおりである。

検察官の新たな警察実験を踏まえた主張は

①　ベクロニウム標品中に含有される分解物が出た可能性がある。

②　ベクロニウム標品が分析の際に加水分解で出た可能性がある。

③　ベクロニウム標品から直接、開裂の機序で出た可能性がある。

ということであるが、これでは物差しとしての対比鑑定で未変化体と変化体の区別ができない、①②③の主張はメートル原器が二通りあるとするに等しい滑稽極まりない「主張」である。そこには科学性のかけらもない。すなわち①②においては分解物（変化体）を出し、③ではベクロニウムの未変化体を出したということでは、土橋鑑定では未変化体と変化体から同じＸイオンしか出せないことになり、区別できない分析方法となる。

被告人が男性（性染色体はＸＹ）か女性（性染色体はＸＸ）かを区別できないような裁判はあり得ない。これはＸ染色体とＹ染色体を区別できない染色体検査などあり得ないからだが、それと全く同様に、未変化体と変化体を区別できない対比鑑定・質量分析などあり得ない。①②③の可能性を示唆した検察官の主張は、土橋鑑定が質量分析どころか、およそ科学とは言えない、占い同然の代物だと主張していることに他ならない。

その上で、前述の「ベクロニウムの標品の分析過程で様々な影響を受けて、分解ないしは開裂する可能性が否定できないから、標品のベクロニウムが、未変化体のままで開裂により出た可能性、又は分析の途中で加水分解して分解物（変化体）として出た可能性がある」との判示の趣旨を正確にふまえるならば、原決定は

①　ベクロニウムの標品の分析過程で開裂の機序により未変化体が出たか加水分解により分解物（変化体）が出たかは不明である。

②　鑑定試料についても、分析過程で開裂の機序により未変化体が出たか加水分解により分解物（変化体）が出たかは不明である。

となるはずである。

ところが、原決定は、土橋鑑定の決定的瑕疵を結果的に認めている検察官も述べてもいない認定をした。

①　土橋鑑定では、とにかく鑑定資料からＸイオン（ｍ／ｚ２５８）を出していることは間違いない。

とし、つぎに

②　この事実から、少なくともベクロニウムの未変化体又は変化体が鑑定資料中に存在したことは強く推認できる。

として、最大の問題であり土橋鑑定の大前提となっている標品鑑定論を棚上げし、鑑定資料論にすり替えて認定したのである。

9　原決定の論理則の違反など

確定判決は、土橋鑑定の手法である対比鑑定としての標品鑑定において、ベクロニウムの標品からｍ／ｚ２５８が検出されたことを大前提とした。そのつぎに鑑定資料の中からもｍ／ｚ２５８が検出されたことを小前提にして、鑑定資料中のベクロニウムの未変化体の含有が証明されたとして事件性を認定している。この点は明確であり疑いを入れる余地がない。

ところが原決定では、土橋鑑定の手法が対比鑑定であること、つまり標品鑑定を基準とした分析であるという事実も、ベクロニウムの標品からｍ／ｚ２５８が検出されたとする検察官の主張（実は、土橋が標品鑑定でｍ／ｚ２５８を出したとする点も、実証データがないので本当はこれすら科学的に認められない）も、無視している。鑑定資料だけに目を向けさせるというすり替えがなされているのである。

原決定には以下のとおり、論理則の違反、実験の裏付けがなく検察官も積極的に主張しない開裂の可能性を採用した違法、標品の鑑定として失敗である加水分解の可能性を採用した違法が認められる。

第１点は、ベクロニウムの標品から開裂によってｍ／ｚ２５８が出た可能性があるとする点であるが、分析化学的には明らかな誤りだが

論理そのものとしては成り立つ。だが、ベクロニウムの標品から加水分解によりｍ／ｚ２５８が出た可能性があるとする点は、論理的に誤っている。なぜなら、ベクロニウムの標品から開裂の機序によってｍ／ｚ２５８が出ると説明する場合は、ベクロニウムの標品から直接的にｍ／ｚ２５８が検出されるという三段論法の大前提の論理性を充たしているが、加水分解で説明しようとすると、ベクロニウムの（未変化体の）標品から出たのではなく、標品のベクロニウムの中に含有される夾雑物としての分解物か、分析に際し標品のベクロニウムを加水分解させて分解物に変化させてしまったか、ベクロニウムの標品ではない、いわば分解物（変化体）の標品から出したことになり、三段論法の大前提の論理性を充たさないことになるからである。

第２点は、開裂の機序でベクロニウムの標品から直接的にｍ／ｚ２５８が出た可能性があると説明する点は、上記のとおりそれ自体分析化学的に誤っている。原審で検察官は、実験データを示すことができず、開裂機序は積極的に主張しないとして、ｍ／ｚ２５８が開裂機序で出る分析化学的事実の立証すら断念していたのである。弁護人に、不存在の立証（所謂悪魔の証明である）を課すことは許されない。

加えて、この点は、弁護人が最高裁の上告理由補充書に添付し提出した臼井論文・東北大論文の開裂イオン一覧表でベクロニウムの開裂イオンの中にＸイオン（ｍ／ｚ２５８）の記載がない点に照らしても、明らかである。開裂の機序でｍ／ｚ２５８が出てくることはない。

第３点は、原決定は、再審請求審段階の警察実験を信頼できるものとの前提に立って土橋鑑定を解釈し、土橋の標品鑑定でベクロニウムが加水分解した可能性を肯定している。すなわち、これは「土橋鑑定は失敗鑑定ではない、どうしても加水分解する可能性がある」とする判断が隠されている。だが、警察実験では標品のベクロニウムを故意に加水分解させたとみると全ての結果が合理的に説明できる。溶解温度や時間経過などの標品の作成過程に関連する求釈明に答えていない事実もこの見方を支持する。この点検察官は、「志田意見書においても、同様に、分析時の試料の温度が明らかにされていない」などと述べている（意見書（１）の補足説明４頁）。この意見は反論を意図したようであるが、志田実験では加水分解させていないから反論にならない。加水分解させた可能性があるとするならそれ自体で失敗鑑定と

いう評価を免れない。確定審の影浦実験、世界の４実験、そして新証拠の志田実験では、すべてベクロニウムの標品を決して加水分解させていないのに対し、土橋鑑定のみが加水分解させているからである。

溶解温度や時間経過等の標品作成過程関連の求釈明に対する釈明がないまま、原決定のような認定をすることは許されない。

１０　原決定は証拠裁判主義の違反

この点は再三指摘してきたところであり、要点を簡略に述べる。原決定には前記のとおり論理則の違反があるうえに、事件性の証明があるとする説明を断念し、推認の積み重ねによる事件性認定をした。

すなわち、確定審の土橋鑑定により「鑑定資料中のベクロニウムの未変化体又は変化体の存在」を推認し、ここからさらに事件性を推認するという、証明なしの推認の累積だけによる認定手法を採用した。

これは、「事実の認定は証拠による」という刑事裁判の証拠裁判主義の鉄則に悖るものである。なぜなら、事実の認定は直接証拠によらずに間接証拠によっても許されているが、間接証拠により間接事実を証明し、通常多くの間接事実を総合して要証事実を推認するという認定方法が容認されるのである。原決定のように、何一つとして証明する事実がないまま、推認の累積だけにより事実の認定をすることは許されていないのである。

１１　結論

確定判決の事件性認定批判の要点は、土橋鑑定の対比鑑定の批判に尽きており、本件の核心は土橋標品鑑定論と証明論である。

物の重さや長さを測ることは科学の基本中の基本である。その時に基準となる物差しや秤が狂っていては、科学が成り立たない。対比鑑定を用いた質量分析では、物差し・秤となる標品の鑑定が誤っていれば、鑑定そのものが成り立たない。その意味で何ら科学的根拠も示すことなくニセのメートル原器を真性と主張するような土橋鑑定には、科学性のかけらも認められない。

以上